

宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的として予算の範囲内で交付するコミュニティ助成事業補助金における一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業及び地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）について、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助要件等)

第2条 補助金交付の要件及び額は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱に定めるとおりとする。

(助成事業の申請)

第3条 助成事業の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市が指定する期日までに宇城市一般コミュニティ助成事業等助成申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(評価委員会)

第4条 市長は、前条の規定による助成申請書が提出されたときは、センターが定める趣旨に即した内容であるかを評価するため、別に定める宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金評価委員会に諮るものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 申請者は、前条による評価後、センターのコミュニティ助成事業に係る採択事業として決定を受けた場合は、決定を受けた年度の翌年度速やかに宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、第5条の申請があったときは当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(概算払)

第7条 市長は、特に必要があると認めた場合は、前条により通知した補助金交付決定額の範囲内において、その一部又は全部を概算払とすることができる。

2 申請者は、前項の概算払を受けようとするときは、宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金概算払請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の概算払請求書を受理した場合において必要と認めたときは、所要の手続を行うものとする。

(助成事業の内容等の変更)

第8条 申請者は、第6条の補助金の交付の決定の通知を受けた後、助成事業の内容等について変更事由が生じたときは速やかに宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出により補助金交付決定額に変更が生じた場合はセンターの承認後速やかに申請者に宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者が助成事業の申請を取下げたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 申請者は、助成事業が完了したときは速やかに市の検査を受け、宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条により補助金の額が確定したときは速やかに申請者に宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、宇城市一般コミュニティ助成事業等補助金請求（精算）書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第11条により確定した補助金の額と、第7条により概算払を受けた補助金の額に過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（助成事業に関する書類の保存）

第13条 申請者は、助成事業に関する帳簿及び書類を備え付け、これを事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月28日から施行する。